第五十五条から第五十八条まで　削除

（育児・介護休業推進室）

第五十五条　職業家庭両立課に、育児・介護休業推進室を置く。

2　育児・介護休業推進室は、育児休業及び介護休業に関する制度その他労働者が継続的な雇用関係の下に子を養育すること及び家族を介護することを容易にするための措置に関する事務をつかさどる。

3　育児・介護休業推進室に、室長を置く。

（均衡待遇推進室）

第五十六条　短時間・在宅労働課に、均衡待遇推進室を置く。

2　均衡待遇推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　短時間労働者の福祉の増進についての事業主に対する指導その他の措置に関すること。

二　短時間労働者の福祉の増進に関する事業主の措置についての労働者と事業主との間の紛争の調停に関すること。

三　都道府県労働局の行う前二号に掲げる事務についての指導に関すること。

3　均衡待遇推進室に、室長を置く。

（児童扶養手当特別指導監査官）

第五十七条　家庭福祉課に、児童扶養手当特別指導監査官三人以内を置く。

2　児童扶養手当特別指導監査官は、命を受けて、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当の支給に関し都道府県及び市町村が処理する事務についての監査に関する事務を行う。

第五十八条　削除

（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官）

第六十四条　（略）

2　自立支援振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　障害者の福祉に関する事業（障害者の社会経済活動への参加の促進に係るものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること（社会福祉法人の認可及び監督に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

五　障害者の社会経済活動への参加の促進に関すること（職業安定局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）。

3～9　（略）

第十三款　人材開発統括官

（訓練企画官、特別支援企画官、就労支援訓練企画官、職業能力開発指導官、主任職業能力開発指導官、キャリア形成支援企画官、企業内人材開発支援企画官、職業能力形成システム企画官、職業能力検定官、主任職業能力検定官及び海外協力企画官）

第七十三条の四　本省に、訓練企画官一人、特別支援企画官一人、就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官二人、主任職業能力開発指導官一人、キャリア形成支援企画官一人、企業内人材開発支援企画官一人、職業能力形成システム企画官一人、職業能力検定官七人、主任職業能力検定官一人及び海外協力企画官一人を置く。

（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官）

第六十四条　（略）

2　自立支援振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　障害者の福祉に関する事業（障害者の社会経済活動への参加の促進に係るものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること（社会福祉法人の認可及び監督に関すること並びに職業安定局及び職業能力開発局の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

五　障害者の社会経済活動への参加の促進に関すること（職業安定局及び職業能力開発局の所掌に属するものを除く。）。

3～9　（略）

（新設）